

第19号 学校

1 趣旨

主として開発区域の周辺の居住者以外の利用を想定している学校のうち、教育環境の確保のため、当該開発区域の周辺の資源、環境等が必要であることなどから、市街化調整区域に設置させることがやむを得ないと認められる学校を対象とするものである。

2 申請要件

申請内容は、次の各号に掲げる事項のすべてに該当しなければならない。

- (1) その位置、規模等からみて周辺の市街化を促進するおそれがなく、かつ、市街化区域内において行うことが困難又は著しく不相当と認められるものであること。
- (2) 設置について国等の定める基準に適合するものであること。
- (3) 文教施策の観点から支障がないことについて、関係部局と調整がとれたものであること。
- (4) 農業高校など教育課程の編成及び実施上、当該開発区域の周辺の資源、環境等が必要なものであること。

3 予定建築物の規模及び用途

- (1) 規模 第一種低層住居専用地域に適用される建蔽率、容積率及び外壁の後退距離の基準（建蔽率にあつては10分の4以下の数値と、容積率にあつては10分の6以下の数値とする。）に適合するものであること。最高高さは、適切なものであること。
- (2) 用途 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校